


警備監理官	警備監理官	首席	総括	統括	専門官	担当官
						

事務連絡

平成27年1月29日

法務省入国管理局警備課補佐官 殿

東京入国管理局企画管理部門

首席入国警備官 朝倉 勇

救命講習の実施及び医師に相談できる環境の整備について（回答）

平成26年12月11日付け貴事務連絡をもってご指示のありました標記について、別紙のとおり回答します。

救命講習の実施及び医師に相談できる環境の整備について

平成27年1月29日

東京入国管理局

平成26年12月11日付け本省警備課補佐官事務連絡をもって指示のあった標記について、今般、救命講習を実施するとともに、医師に相談できる環境を整備した^{状況は}ので、
下記のとおり^{でも}報告する。

記

1 救命講習の実施

日 時 平成27年1月26日（月）から同月28日（水）までの3日間

午前9時30分から12時30分までの3時間

場 所 当局12階鍛錬場及び収容場

受講者 当局処遇部門所属の入国警備官112人

講師 東京消防庁高輪消防署

警防課救急係救急技術担当係長・消防指令

東京防災救急協会救急事業本部救急指導第一課

応急手当教育指導員・救急救命士 以下 人

受講内容 救急救命に必要な知識の説明を受け、訓練用人形を使用した^{胸骨圧迫}~~心臓~~
~~等~~の心肺機能回復措置訓練及び傷病者等の救急搬送訓練といった「普通救命講習」を受講した。

併せて、救急救命行為が必要となる前段階で、具体的にどのような兆候が認められる場合に生命に関わる疾患の可能性があるのかを見極めるための具体的手法に主眼を置いた講義を受講した。

受講費用 1人当たり1,400円

2 医師に相談できる環境の整備

当局では、従来どおり、消防庁のホームページ掲載の「ためらわずに救急車を呼んでほしい症状」を参考とするほか、「#7119」による「救急相談センター」（東京）に対する電話相談を引き続き積極的に活用することとしている。

また、平成27年1月23日、処遇部門首席入国警備官らが、

に赴き、医師に相談できる環境整備について協力要請したところ、

こと

としている。

なお、

3 その他

本件に関連し、当局では、平成26年12月17日付け第二警備監理官による事務連絡「体調不良を訴える被収容者への対応等について（指示）」（別添参照。）を發出し、所属する全入国警備官に対し改めて注意喚起した。

添付物

平成26年12月17日付け第二警備監理官発事務連絡

「体調不良を訴える被収容者への対応等について（指示）」

1部

事 務 連 絡

平成26年12月17日

入 国 警 備 官 各 位

第二警備監理官 佐々木 利之

体調不良を訴える被収容者への対応等について（指示）

本年11月に当局で発生した被収容者の死亡事案については、現在、医療機関において死因等を究明中であるところ、これまでも体調不良を訴える被収容者への対応等については、平成25年12月4日付け法務省入国管理局警備課補佐官発事務連絡に基づき、看守勤務者は被収容者の身体状況を的確に把握した上で、速やかに統括入国警備官や看守責任者に状況を報告するとともに、医師又は看護師の助言を得るなどして病状等に応じた適切な措置を講じるほか、被収容者の体調が急変した場合には、看守責任者は自ら当該被収容者の状態を確認し、急速を要すると認めるとき又はその判断に迷うときは、ちゅうちょすることなく直ちに救急車の出動を要請するなどの対応をしているところ、改めてこれを周知徹底するよう指示します。

また、処遇部門においては、年明け早々にも、地元消防等の協力を受け、救命救急行為が必要となる前段階において、具体的にどのような兆候が認められる場合に生命に関わる疾患であるのか、その見極めのための具体的手法に主眼を置いた救命講習の開催を予定しているので、当該講習に積極的に参加して、医療知識の習得に努めるようお願いします。

添付物

- 1 平成25年12月4日付け法務省入国管理局警備課補佐官発
事務連絡「体調不良を訴える被収容者への対応等について」 1部
- 2 急病人発生時の対応等について（参考資料） 1部

事 務 連 絡

平成25年12月4日

入国者収容所首席入国警備官 殿 (処遇担当部門)

地方入国管理局首席入国警備官 殿 (処遇担当部門)

地方入国管理局支局首席入国警備官 殿 (処遇担当部門)

法務省入国管理局警備課補佐官 林 宏

体調不良を訴える被収容者への対応等について

体調不良を訴える被収容者については、従来から健康状態を的確に把握した上で適切な対応に努めていただくようお願いしてきたところでありますが、下記について、改めて部下職員に対して指導を徹底願います。

記

- 1 被収容者の健康を維持するためには、その動静に注意するなどして、心身の健康管理に細心の注意を払う必要があるところ、被収容者が体調不良を訴える場合には、申立ての内容を十分に聴取するとともに、自動血圧測定器などの検査器具により身体状況を的確に把握した上、看守勤務者が自らの判断だけで対処することなく、速やかに統括入国警備官や看守責任者に状況を報告するとともに、医師又は看護師の助言を得るなどして、病状等に応じた適切な措置を講じること。
- 2 前記1にかかわらず、被収容者の体調が急変した場合、看守勤務者は直ちに看守責任者に報告し、当該報告を受けた看守責任者は、自ら当該被収容者の状態を確認し、急速を要すると認めるとき又はその判断に迷うときは、平日、夜間又は休日にかかわらず、ちゅうちょすることなく直ちに救急車の出動を要請すること。
看守責任者は、急速を要しないと認めるときであっても、速やかに統括入国警備官に状況を報告し、その指示を受けて医師又は看護師に助言を求めるなど、当該被収容者の体調回復を最優先に対処すること。
- 3 救急常備薬を被収容者に使用する場合には、被収容者に対して用法及び用量等を説明するほか、医師の処方薬との併用禁止の有無等を確認するとともに、服用の意思を確認した上、服用を希望する被収容者に対してのみ投与すること。

急病人発生時の対応等について

1 連絡・報告体制

(1) 収容区域内で急病人等の特異事案が発生したとき、看守勤務者は、最も適切な方法で看守責任者・統括入国警備官・首席入国警備官への報告・連絡を迅速かつ密に行う一方、看守責任者・統括入国警備官・首席入国警備官は、自らも積極的に正確な情報収集に努める。

また、看守勤務者は、容態観察や病院連行に際して、節目・節目で時間や症状、対応の状況等を記録化し、適宜、看守責任者に報告する。

(2) 夜間や閉庁日における急病人等の特異事案の発生時には、看守責任者・統括入国警備官・首席入国警備官の間で電話やEメールなどの適宜の方法により、連絡を密にする。

2 救急要請の判断等

(1) 嘱託医が在庁している場合

看守責任者が、上司に対する報告と並行して、急病人の症状等を速やかに嘱託医に伝達し、嘱託医の診断・指示を求める。

なお、嘱託医が即応困難な場合で、急病人の症状が意識障害やけいれんなど消防庁のホームページに登載された「ためらわずに救急車を呼んでほしい症状」（別添1、別添2）に該当するときは、嘱託医の診断・指示を待つことなく、救急要請する。

(2) 嘱託医が在庁していない場合

看守責任者は、上司に対する報告と並行して次の対応をとる。

- ① 看護師が在庁している場合は、看護師に助言を求める。
- ② 急病人の症状が、消防庁のホームページに登載された「ためらわずに救急車を呼んでほしい症状」に該当するときは、ためらうことなく速やかに救急搬送を要請する（①を優先する必要はない。）。
- ③ ②に該当しないときは、適宜、「救急相談センター（#7119）」（別添3）に電話連絡して助言を求め、必要と判断される場合は、庁用車による外部病院連行（状況に応じて救急要請）を行う。

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：大人

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください!
重大な病気やけがの可能性あります。

顔

- 顔半分が動きにくい、あるいはしびれる
- ニッコリ笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい、うまく話せない
- 視野がかける
- ものが突然二重に見える
- 顔色が明らかに悪い



頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 支えなしで立てないくらい急にふらつく

胸や背中

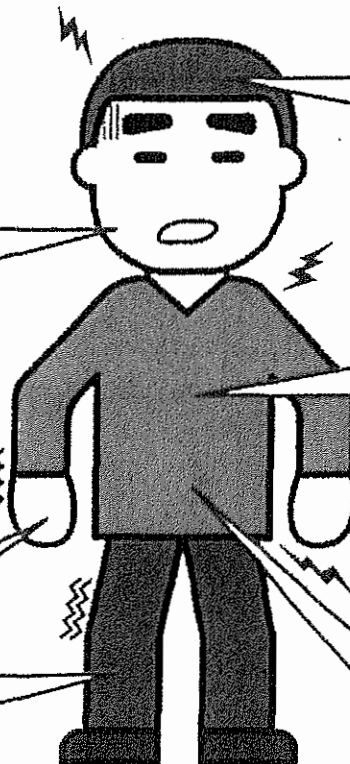
- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 胸の中央が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが2~3分続く
- 痛む場所が移動する

手足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

腹

- 突然の激しい腹痛
- 持続する激しい腹痛
- 吐血や下血がある



意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)
- ぐったりしている



けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない



けが・やけど

- 大量の出血を伴う外傷
- 広範囲のやけど

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 食べ物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい
- 変なものを飲み込んで、意識がない



事故

- 交通事故にあつた(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳未満)

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください!
重大な病気やけがの可能性あります。

顔

- くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い

頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- ウンチに血がまじった

手足

- 手足が硬直している

意識の障害

- 意識がない(返事が無い)又はおかしい(もろろうとしている)



じんましん

- 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

やけど

- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど

飲み込み

- 変なものを飲み込んで、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落



生まれて3カ月未満の乳児

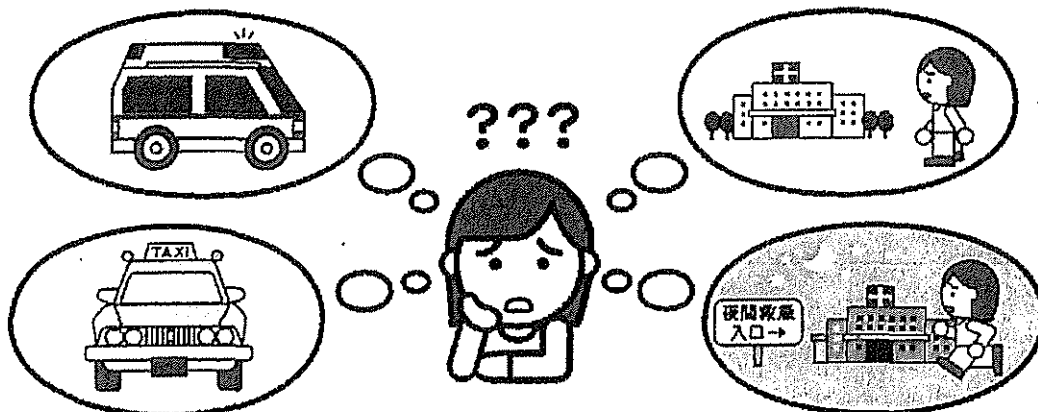
- 乳児の様子がおかしい



◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

判断に迷ったときは、お近くの救急相談窓口

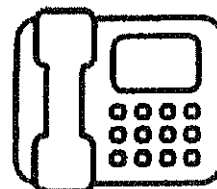
急な病気やけがをしたとき、救急車を呼んだほうがいいのか、自分で病院を受診すればいいのか、どこの病院に行けばいいのか迷うことがあります。



そのような時には
お住まいの都道府県や市町村に救急相談窓口がありますのでご相談ください。

例えば、次のような電話相談窓口があります。(平成23年3月現在)

- ☎ #7119 救急相談センター (東京都)
救急安心センター (大阪府、奈良県)
- ☎ #8000 小児救急医療電話相談事業
※各都道府県に窓口があります。



MEMO